(三)　大臣所轄学校法人等のうちその事業の規模又は事業を行う区域が特に大きいものとして政令で定める基準に該当するものは、寄附行為をもって定めるところにより、常勤の監事を定めなければならないこと等とした。（第一四五条関係）

(四)　大臣所轄学校法人等の理事の構成及び報告義務の特例を定めることとした。（第一四六条関係）

(五)　大臣所轄学校法人等の評議員会及び評議員の特例を定めることとした。（第一四七条関係）

(六)　大臣所轄学校法人等は、理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして文部科学省令で定める体制を整備しなければならないこととした。（第一四八条第一項関係）

(七)　大臣所轄学校法人等は、中期事業計画を作成しなければならないこと等とした。（第一四八条第二項～第四項関係）

(八)　大臣所轄学校法人等の計算書類等及び監査報告並びに財産目録等の特例を定めることとした。（第一四九条関係）

(九)　大臣所轄学校法人等の寄附行為の変更、解散及び合併の特例を定めることとした。（第一五〇条関係）

(十)　大臣所轄学校法人等の情報の公表の特例を定めることとした。（第一五一条関係）

14　雑則

(一)　学校法人及び専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人が、それぞれ専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人及び学校法人となるための手続等に関する規定を整備することとした。（第一五二条関係）

(二)　事務の区分に関する規定を整備することとした。（第一五五条関係）

15　罰則

(一)　役員等の特別背任等に係る罰則に関する規定を整備することとした。（第一五七条～第一六二条関係）

(二)　過料に処すべき行為に関する規定を整備することとした。（第一六三条関係）

16　学校法人立以外の私立の学校を設置する者等の経過措置

学校法人立以外の私立の学校を設置する者又は学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園を設置する者が学校法人を設立する場合において、その設立の日から三年を経過するまでの間は、理事の数を三人以上、評議員の数を四人以上とすることとした。（附則第一二項関係）

17　施行期日等

(一)　この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めることとした。（附則第二条～第一二条、第二〇条、第二二条及び第二五条関係）

(二)　その他関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第一三条～第一九条、第二一条、第二三条及び第二四条関係）

(三)　この法律は、一部を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（法律第二二号）（農林水産省）

1　定義

「素材生産販売事業者」を定義するとともに、「木材関連事業者」に小売事業者を追加することとした。（第二条関係）

2　基本方針の見直し

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針に定める事項に3の(二)の(2)の合法性確認木材等の流通及び利用の促進のための措置に関する事項を加えることとした。（第三条関係）

3　木材関連事業者による合法性の確認等の実施等の創設

(一)　木材関連事業者による合法性の確認等

(1)　木材関連事業者は、その事業として国内の素材生産販売事業者又は外国の木材輸出業者からの木材等の譲受け又は譲渡しの受託等をするときは、当該木材等に係る原材料情報の収集又は整理をし、当該原材料情報を踏まえ、当該木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いかどうかについての確認（以下「合法性の確認」という。）をしなければならないこととした。（第六条第一項関係）

(2)　(1)の「原材料情報」とは、木材等の原材料である樹木について当該樹木の樹種及び当該樹木が伐採された地域並びに森林法（昭和二六年法律第二四九号）第一〇条の八第一項に規定する届出書の写し若しくは原産国の政府機関により発行された当該樹木が樹木の伐採に係る当該原産国の法令に適合して伐採されたことを証する証明書の写し又はこれらの写しに代わる当該木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことを証する情報として政令で定める情報をいうこととした。（第六条第二項関係）

(二)　木材関連事業者による記録の作成及び保存

(1)　(一)の(1)により原材料情報の収集又は整理をした木材関連事業者は、当該原材料情報に関する記録を作成し、当該記録を作成した日から一定期間保存しなければならないこととした。（第七条第一項関係）

(2)　(一)の(1)により合法性の確認をした木材関連事業者は、当該合法性の確認をした木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いと確認した木材等（以下「合法性確認木材等」という。）であるか否かの別及びその理由に関する記録を作成し、当該記録を作成した日から一定期間保存しなければならないこととした。（第七条第二項関係）

(三)　(一)の(1)により原材料情報の収集又は整理をした木材関連事業者は、当該原材料情報の収集又は整理をした木材等について他の木材関連事業者への譲渡しをするときは、(二)の(1)に係る情報及び当該木材等が合法性確認木材等であるか否かの別の情報を、当該他の木材関連事業者に伝達しなければならないこととした。（第八条関係）

(四)　素材生産販売事業者は、木材関連事業者に対して素材の譲渡し又は譲渡しの委託をするときは、当該木材関連事業者の求めに応じ、当該木材関連事業者がする合法性の確認に資する情報を提供しなければならないこととした。（第九条関係）

(五)　主務大臣は、木材関連事業者に対し、(一)の(1)（原材料情報の収集又は整理に係る部分に限る。）、(二)の(1)又は(三)の措置の実施に関し必要があると認めるときは、必要な指導及び助言をすることができることとするとともに、素材生産販売事業者に対し、(四)による情報の提供の実施に関し必要があると認めるときは、必要な指導及び助言をすることができることとした。（第一〇条関係）

(六)　勧告及び命令

(1)　主務大臣は、(一)の(1)（原材料情報の収集又は整理に係る部分に限る。）、(二)の(1)若しくは(三)に違反している木材関連事業者又は(四)に違反している素材生産販売事業者に対し、(五)の指導又は助言をした場合において、その者がなおこれらに違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、これらの違反を是正するために必要な措置又はその違反を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができることとした。（第一一条第一項及び第二項関係）

(2)　主務大臣は、(1)の勧告を受けた木材関連事業者又は素材生産販売事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができることとするとともに、公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第一一条第三項及び第四項関係）

(七)　木材関連事業者（(一)の(1)の譲受け又は譲渡しの受託等に係る木材等の総量又は価額の総額が一定基準以上である木材関連事業者に限る。）は、毎年一回、当該木材等の総量及びそのうちの合法性確認木材等の数量を主務大臣に報告しなければならないこととした。（第一二条関係）

4　木材関連事業者の判断の基準となるべき事項の見直し

木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき事項として合法伐採木材等の利用を確保し、違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置に関する事項、木材等の譲受け及び木材等の譲渡しをする場合（3の(三)により情報を伝達する場合を除く。）における情報の保存及び情報の伝達に関する事項等に係る規定の整理を行うこととした。（第一三条関係）

5　施行期日

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。